



令4全国高体連第79号

令和4年6月13日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長 岡田 正治



体罰根絶に向けた取組の強化について（依頼）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、運動部活動における体罰根絶に向けた取組については、平成26年5月に「体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）」を発出し、これまで「全国共通ルール」のもと、体罰根絶に向けた様々な取組を行ってきました。また、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連の各組織が一丸となって、体罰等の許されない指導の根絶に向け取組を進めてきました。

しかし、全国高体連の諸会議等での報告のとおり、「全国共通ルール」の施行以降も適用件数等については根絶には至っておらず、令和4年度に入りすでに2件の適用事案が発生しています。加えて先般、高校サッカー部において、指導者による部員への暴行や不適切な指導が発覚し、多くのメディアで報道され、運動部活動における体罰の問題が、改めて大きな社会問題となりました。

言うまでもなく、教育活動の一環として行われている各学校の部活動及びその学習成果の発表の機会である各種競技大会は、次代を担う高校生の健全育成を目的としています。したがって、この指導の過程において体罰や暴言等の不適切な行為があってはなりません。全ての高体連関係者は、この最も基本的な考え方に基づく認識を今一度新たにした上で、今後の指導に取り組む必要があります。本年3月15日には、各都道府県高体連及び各専門部宛に、「加盟校の校長先生方へ」という見出しのQ&Aと「運動部活動指導者の皆様方へ」という見出しのQ&Aを含む体罰関連書類を送付したところです。

つきましては、既出の通知や資料等に基づき、管下の加盟校の校長及び全ての指導者に対し、「全国共通ルール」及びQ&Aを周知徹底していただくとともに、体罰根絶に向けた取組の強化をお願いいたします。

なお、「全国共通ルール」をはじめ体罰根絶に向けた取組については、本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。

事務連絡

令和5年5月19日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟

専務理事 奈良 隆

体罰根絶に向けた取組のさらなる強化について(依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成24年12月に高等学校部活動で発生した指導者の体罰を原因とした生命に関わる事案を契機に、全国高体連等スポーツ5団体は「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を採択しました。平成26年5月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」を発出し、これまで「全国共通ルール」のもと、体罰根絶に向けた様々な取組を行ってきました。

しかし、令和4年度の「全国共通ルール」の適用件数は37件と一昨年の17件を大きく上回る状況となっています。加えて、指導者による部員への暴行や不適切な指導が発覚し、逮捕事案等が多くのメディアで報道され、運動部活動における体罰の問題がより大きな社会問題となっています。教育活動の一環として行われる運動部活動は、本来、健全な発達を促し高校生にとって楽しいものでなければなりません。その教育的価値を損なう体罰等の行為は絶対あってはならないという認識を、本連盟に関わる全ての者が共有し、根絶に向けた取組のさらなる強化を最優先事項とすべきであると考えます。

本年4月25日に全国高体連を含むスポーツ6団体が主催者となり、今後10年の新たな取組として「No! スポハラ事業」が開始されました。

つきましては、「No! スポハラ事業」の特設Webサイトを確認するとともに本連盟ホームページに掲載している既出の通知や資料等に基づき、管下の加盟校の校長及び全ての指導者に対し、「全国共通ルール」及びQ&Aを周知徹底していただくとともに、体罰根絶に向けた取組のさらなる強化をお願いいたします。

<問合せ先>

(公財)全国高等学校体育連盟

事務局次長 太田 勲

TEL: 03-6268-0027

FAX: 03-6268-0028